

傍 聴 要 領

京都府行政不服審査会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 令和7年4月16日午後4時15分に開催される京都府行政不服審査会運営会議の傍聴を希望される場合は、令和7年4月16日（水曜日）午前9時30分までに京都府総務部政策法務課（seisakuhoumu@pref.kyoto.lg.jp）宛て以下の事項を記載の上、電子メールにてお申し込みください。

ア 電子メールの件名は「京都府行政不服審査会運営会議の傍聴希望」と記載ください。

イ 本文には氏名を記載ください。

- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員（5名）に達した時点で受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に京都府行政不服審査会の会長が認めたときは、この限りでない。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、2に掲げる事項を守るほか、係員の指示に従ってください。なお、御不明な点があれば、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴者が以上のことを守られない場合には、退場していただくことがあります。
- (3) 会議の秩序の維持ができなくなった場合及び緊急に公開することができない事項を取り扱う必要が生じた場合には、会議を途中で非公開とする場合があります。